

令和5年12月15日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

総務常任委員会
委員長 平木 尚子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について12月5日に委員会を開催し、その審査結果を会議規則第110条の規定により報告します。

記

第67号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例及び古賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を勘案し、市職員の給料月額及び諸手当を改定しようとするもので、関係条例の一部を改正するに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、適用日を令和5年4月1日とし4月1日に遡って給料表の改定を行い、別に定める年内の支給日に差額支給する。
- 2、民間給与との差を埋めるためとあるが、調査対象の民間事業所とは、企業規模、事業所規模それぞれ50人以上の企業を対象とした給与を調査した上で、国家公務員との給与を比較調査しているものとなっている。
- 3、古賀市は、国の全国的な調査を国公準拠として適用している。
- 4、今回の給与改定が国家公務員と民間の給与較差を埋めるものとなる。古賀市は、国家公務員の給与を100とした場合の給与実態が、県内でも低い水準にあることから、国の給与改定に準じた改定を実施することで、国や民間との給与較差を埋めることに加え、国の水準と同等の給与を確保する。ラスパイレス指数を100に近づけるという方向性を踏まえた上でも必要である。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 68 号議案 古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市職員の給与改定に伴い、市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定しようとするもので、関係条例の一部を改正するに当たり、地方自治法（昭和 22 年法令第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により市議会の議決を求めるもの。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1、古賀市には特別職報酬等審議会条例があるが、今回の令和 5 年の人事院勧告に基づく特別職の改定については、一時金と呼ばれる賞与の改定の勧告がなされているもので、報酬月額そのものに関する改定の勧告ではないことから、特別職報酬等審議会は開催せずに、一時金の改定として条例改正を提案した。

【意見】

（反対意見）

- ・古賀市議会基本条例第 22 条では、議員報酬は社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案して定められなければならないとされているが、市民生活が低賃金と物価高騰で苦しい中、議員報酬の賞与を上げるということは承諾いたしかねることから反対。
- ・特別職とは、成果報酬と考えるべきであり、一般職が上がったから同じような形でスライドして上がるという考え方は、物価高騰に苦しんでいる市民の賛同を得にくいと思われることから反対。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定した。